

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

議 会

ページ

○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

議 会

○宮城県議会訓令第3号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県議会議長 石 川 光次郎

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年三月二十六日宮城県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項の次に次の一項を加える。

5 同条第一項から第三項に掲げる職のほか、事務局の内部組織の必要に応じ、会計年度任用職員（運転業務、応接業務、図書室業務、応接補助業務及び事務補助業務）を置くことができる。

第八条第二項第一号中「非常勤職員及び臨時職員」を「非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時職員」に改める。

第十一条の七の次に次の一条を加える。

（単純労務職員である会計年度任用職員の給与の種類及び基準）

第十一条の八 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第十五条第二項に規定する任命権者が別に定めるものについては、会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令第1号）の規定の例による。

第二十七条第四種三年保存の項第一号中「出勤簿」を「出退勤簿」に改める。
附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。